

令和4年度十和田市移住・定住住宅取得等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、本市への定住の促進を図るため、令和4年度十和田市移住・定住住宅取得等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、十和田市補助金等の交付に関する規則（平成17年十和田市規則第66号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築住宅 人の居住を目的として本市に建築された、検査済証の交付があった日から1年を経過していない住宅をいう。
- (2) 中古住宅 人の居住を目的として本市に建築された、新築住宅以外の住宅をいう。
- (3) 検査済証 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項及び第7条の2第5項に規定する検査済証をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 平成30年4月1日以降に市外から転入した者であって、令和5年3月31日までの間に住宅に居住するものであること。
- (2) 居住の日から5年以上継続して住宅に居住すること。
- (3) 市区町村税に滞納がないこと。
- (4) 町内会に加入すること（町内会が組織されていない地域に居住する場合等を除く。）。
- (5) 補助金の交付を受けようとする者又はその配偶者が、十和田市職員（十和田市職員定数条例（平成17年十和田市条例第29号）第2条に規定する職員）でないこと。

- (6) 十和田市暴力団排除条例（平成23年十和田市条例第39号）第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。

（補助対象住宅）

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす新築住宅又は中古住宅とする。

- (1) 併用住宅（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合しているものをいう。）にあつては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供するものその他市長がこの事業の目的に反すると認めるものでないこと。
- (2) マンション等の共同住宅（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存するものをいう。）にあつては、居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）とする。
- (3) 建築基準法、都市計画法（昭和43年法律第100号）その他の法律、条例等の規定に基づく指導及び勧告に従った措置が講じられていること。

（補助要件）

第5条 補助対象住宅の新築又は購入は、所有権保存の登記が本人又はその配偶者いずれかの名義で行われるものとする。ただし、共有名義の場合は、本人又はその配偶者いずれかの名義の持分が2分の1以上であるものとする。

- 2 補助対象住宅の購入は、個人間の売買（仲介者を介さない当事者同士による取引をいう。）によるものを除くものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1に定めるところによる。

- 2 補助金の交付の回数は、当該年度において同一の世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、令和4年度十和田市移住・定住住宅取得等支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 住宅に居住する者全員の続柄及び本市への転入前の住所地が分かる住民票
- (3) 市区町村税に滞納がないことを証する書類
- (4) 工事請負(売買)契約書及び補助対象経費の内訳が分かる書類
- (5) 住宅の案内図
- (6) 債権者登録申請書(様式第3号。登録済みの場合を除く。)
- (7) 母子手帳の出産予定日及び母親の氏名を確認できる部分の写し(妊婦を有する世帯に限る。)
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項第2号及び第3号に掲げる書類に関する情報を利用することについて申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、令和4年度十和田市移住・定住住宅取得等支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、令和4年度十和田市移住・定住住宅取得等支援事業内容変更(取下げ)承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、当該変更による補助金の増額は認めないものとする。

- (1) 交付の決定をした補助金に減額の変更が生じたとき。
- (2) この要綱に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 補助金の交付の申請を取り下げるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、承認の可否を決定し、令和4年度十和田市移住・定住住宅取得等支援事業内容変更（取下げ）承認（不承認）通知書（様式第6号）により、当該申請をした交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付の決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消ししたときは、令和4年度十和田市移住・定住住宅取得等支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（実績の報告）

第10条 交付決定者は、令和5年3月31日までに令和4年度十和田市移住・定住住宅取得等支援事業実績報告書（様式第8号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅に居住する者の全員の続柄を記載した住民票
- (2) 町内会に加入したことを証する書類（町内会が組織されていない地域に居住する場合等を除く。）
- (3) 検査済証の写し（中古住宅で検査済証が発行されていない場合を除く。）
- (4) 住宅の所有権保存の登記が本人又はその配偶者いずれかの名義で行われることを証する書類の写し（不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第111

条に該当しないもので登記ができない場合を除く。)

- (5) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (6) 居住地確認同意書（様式第9号）
- (7) 債権者登録申請書（様式第3号。登録内容に変更が生じた場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、市が保有する前項第1号に掲げる書類に関する情報を利用することについて申請者の同意があったときは、当該書類の提出を省略させることができる。

3 市長は、第1項の報告書等の提出があったときは、当該報告書等の書類を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、令和4年度十和田市移住・定住住宅取得等支援事業補助金交付金額確定通知書（様式第10号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助金の交付の確定を受けた者（以下「交付確定者」という。）は、補助金を請求しようとするときは、令和4年度十和田市移住・定住住宅取得等支援事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長がやむを得ないと認める場合を除き、令和4年度十和田市移住・定住住宅取得等支援事業補助金返還命令書（様式第12号）により、次に掲げる額の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき 補助金の全額
- (2) 補助対象住宅に居住した日から5年未満で住宅を貸与し、売却し、又は譲渡したとき 別表第2の左欄に掲げる補助金の交付の確定を受けた日から経過した期間に応じ、同表の右欄に掲げる額
- (3) 補助対象住宅に居住した日から5年未満で住宅に居住する者の全員が転居又は転出をしたとき 別表第2の左欄に掲げる補助金の交付の確定を受

けた日から経過した期間に応じ、同表の右欄に掲げる額

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を相当と認めたとき 市長が定める額

(報告、実地調査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者等に報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(居住の確認)

第14条 市長は、補助対象住宅に居住する者の全員の同意を得て、住民基本台帳により当該者全員の居住を確認することができる。

(適用除外)

第15条 この要綱の規定は、令和4年3月31日以前に補助対象住宅への居住及び住宅の建築又は購入に係る経費の支払がともに完了している場合には適用しない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

補助対象経費	補助金の額
<p>住宅の新築又は新築住宅（その敷地を含む。）の購入に係る経費（消費税額を含む。）。ただし、十和田市結婚新生活支援事業補助金（以下「結婚新生活支援事業補助金」という。）のうち、住宅取得費用に関する交付の決定を受け、又は受ける見込みである場合は、その額を控除する。</p>	<p>若年者世帯（世帯主本人が40歳未満の世帯をいう。以下同じ。）、若年夫婦世帯（世帯主本人又はその配偶者のいずれかが40歳未満の世帯をいう。以下同じ。）又は子育て世帯（妊婦又は18歳未満の子（市に住民登録がある者に限る。）を有する世帯をいう。以下同じ。）にあつては、補助対象経費の2分に1を乗じて得た額又は1,000,000円のいずれか低い額以内。その他の世帯にあつては、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は500,000円のいずれか低い額以内。</p>
<p>中古住宅（その敷地を含む。）の購入に係る経費（消費税額を含む。）。ただし、結婚新生活支援事業補助金のうち、住宅取得費用に関する交付の決定を受け、又は受ける見込みである場合は、その額を控除する。</p>	<p>若年者世帯又は若年夫婦世帯又は子育て世帯にあつては、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は500,000円のいずれか低い額以内。その他の世帯にあつては、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は300,000円のいずれか低い額以内。</p>

注 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

注 年齢の判定日は、令和4年4月1日とする。

別表第 2（第12条関係）

補助金交付確定後の経過期間	返還すべき補助金の額
1 年未満	補助金の額に10分の10を乗じて得た額
1 年以上 2 年未満	補助金の額に10分の 8 を乗じて得た額
2 年以上 3 年未満	補助金の額に10分の 6 を乗じて得た額
3 年以上 4 年未満	補助金の額に10分の 4 を乗じて得た額
4 年以上 5 年未満	補助金の額に10分の 2 を乗じて得た額

注 返還すべき補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。